## 議案第46号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月22日提出

市川市長 大 久 保 博

## 市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。 別表第8施設使用料(貸切りの場合)の表国府台市民体育館会議室の項を削り、別表第8付帯設備使用料の表冷暖房の項中

国体	第	1	体	育	館	5,000円	
国府台市民 民	柔		道		場	1,000円	を
民	剣		道		場	1,000円	
							]

Γ								
	<i>n</i>	第	1	体	育	館	5,000円	
	国府台市民	第	2	体	育	館	1,000円	に
	〒   市   艮	柔		道		場	1,000円	(_
		剣		道		場	1,000円	

改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 理 由

国府台市民体育館の利便性の向上を図るため、第2体育館に冷暖房設備を設置し、及び会議室を廃止してエレベーターを設置することに伴い、第2体育館の冷暖房設備の使用料の額を定めるとともに、会議室の使用料を徴収しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。